

# 古都保存のあり方検討小委員会報告(案)

平成 28 年 8 月 2 日

社会資本整備審議会

都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

古都保存のあり方検討小委員会

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 1. はじめに.....                             | 1  |
| 2. 古都保存・歴史まちづくりの意義.....                  | 1  |
| (1) 古都保存の意義.....                         | 1  |
| (2) 歴史まちづくりの意義.....                      | 4  |
| 3. 古都保存・歴史まちづくりの現状・課題.....               | 4  |
| (1) 古都保存の現状・課題.....                      | 4  |
| 1) 自然的環境の変化.....                         | 4  |
| 2) 人と歴史的風土との関わりの変化.....                  | 6  |
| 3) 古都保存の普及.....                          | 7  |
| 4) 景観の変化.....                            | 7  |
| (2) 歴史まちづくりの現状・課題.....                   | 8  |
| 1) 歴史文化資産の保全・活用.....                     | 8  |
| 2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及.....           | 8  |
| 3) 歴史まちづくりの普及.....                       | 9  |
| 4) 第一期計画の適切な評価.....                      | 10 |
| 4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方.....            | 10 |
| (1) 古都保存施策の今後のあり方                        |    |
| ～多様な主体との連携・協働の推進による古都保存～.....            | 10 |
| 1) 病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントの強化..... | 10 |
| 2) 歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大.....            | 11 |
| 3) 歴史的風土の価値の情報発信・理解増進の推進.....            | 12 |
| 4) 景観の変化への対応.....                        | 13 |
| (2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方                     |    |
| ～歴史まちづくりを通じた地域の魅力向上～.....                | 13 |
| 1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用.....  | 13 |
| 2) 景観施策の充実による地域の魅力向上.....                | 13 |
| 3) 歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進.....       | 15 |
| 4) 第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実.....            | 15 |

## 1. はじめに

平成 28 年は、昭和 41 年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」という。）が制定され 50 年にあたる。現在古都は、法律で指定された京都市、奈良市、鎌倉市に、政令で指定された 7 市町村を加えて 10 都市に広がっている。各都市では、古都保存法に基づき、歴史的風土保存区域（以下「保存区域」という。）の指定、歴史的風土保存計画（以下「保存計画」という。）の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存に関連して必要とされる施設の整備等の措置が講じられてきたところである。

しかしながら近年、歴史的風土を構成する樹林地等の自然的環境や景観の変化等により様々な課題が生じてきている。また、保存区域だけでなく、その周辺を含めた景観の保全や、歴史的風土の保存に対する国民の関心や理解を高めるための啓発、歴史文化資産の観光資源としての活用等の面について、不十分との指摘もある。

また、古都保存の理念を全国展開すべく平成 20 年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）が制定され、市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定を受けることにより、歴史的建造物とその周辺の一体的な整備が進められている。歴史まちづくり法についても、制定から間もなく 10 年を迎える状況であり、良好な景観形成や観光等の関連分野との連携等が期待されている。

このように、古来より守られてきた歴史文化資産をいかに後世へ継承するかという観点から、古都保存、歴史まちづくり両施策の今後のあり方について、展望する時期に来ている。

## 2. 古都保存・歴史まちづくりの意義

### （1）古都保存の意義

昭和 30 年代、宅地開発の波は全国に及び、京都の<sup>ならびがおか</sup>双ヶ岡、鎌倉の<sup>おやつ</sup>御谷地区等の開発の動きに対する文化人や市民団体による反対運動等をきっかけとし、歴史的風土の保存に向けた機運が高まり、古都保存法の制定に至った。古都保存法に基づき保存が図られている歴史的風土は、次に示すように、法制定より遙かに昔からその価値が認められてきたものである。

1 ○奈良「青垣」

2 飛鳥時代から奈良時代にかけて編纂された古事記では、「大和は 国のまほろば た  
3 たなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と謳われている。大和平野を取り囲む  
4 「青垣」の山々は、それを背景とした山の辺に位置する古墳、寺社等とともに、森林  
5 美等の自然的環境として、今日まで保存されてきている。

6  
7 ○京都「山紫水明」

8 江戸時代の歴史学者頼山陽<sup>らいざんやう</sup>は、鴨川のほとりからの東山の眺めを愛したと言われて  
9 おり、書齋に名付けた「山紫水明処」から転じて、自然の風景が清浄で美しいことを  
10 表す「山紫水明」という言葉が生まれたとされている。京都では歴史的建造物や史跡  
11 名勝とともに、山紫水明たる美しい山水の景観が保存されてきている。

12  
13 ○神奈川「源頼朝が残した遺産」

14 鎌倉は、三方を山に囲まれ一方を海に面しているため、天然の要塞などと呼ばれ、  
15 源頼朝が鎌倉幕府を置いた場所である。山や海等の自然に恵まれた環境でもあり、明  
16 治時代以降、芥川龍之介等の多くの文学者が鎌倉に居を構えている。「昭和の鎌倉攻め」  
17 と表現された鎌倉における宅地開発に反対した大佛次郎は「源頼朝が残した遺産」と  
18 称したが、歴史的建造物や背後の丘陵等の自然的環境が今日まで保存されてきている。

19  
20 ○滋賀「近江八景」

21 戦国時代から江戸時代にかけて活躍した歌人近衛信尹<sup>このえのぶたが</sup>が、近江の代表的な景勝地を  
22 中国湖南省の瀟湘八景<sup>しょうしやう</sup>になぞらえて「近江八景」と称え、歌川広重の浮世絵により広  
23 く知られるようになった。今日においても「石山秋月」「三井晩鐘」等琵琶湖や瀬田川  
24 の水面、比叡山等の山容と寺社仏閣が一体となった景観が保存されてきている。

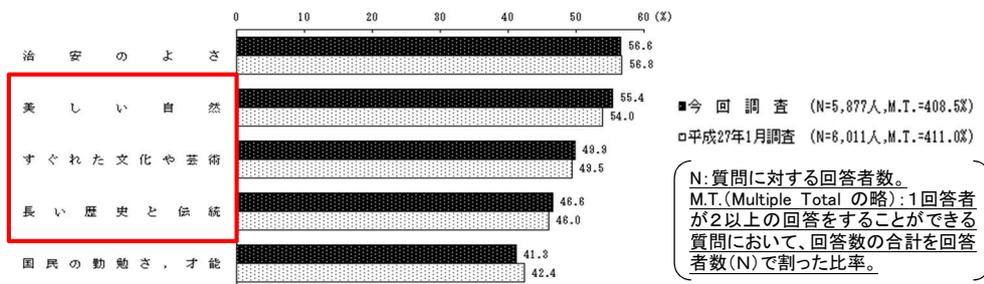
25  
26 このような各地の歴史的風土は、古都保存法第一条において「わが国固有の文化的資  
27 産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき」とされてい  
28 るように、日本人としての誇りと自信の源泉、あるいは住民の愛着の対象となるととも  
29 に、貴重な観光資源としても引き継がれてきている。

30 また、歴史的風土を構成する自然的環境については、例えば京都の東山、北山、西山  
31 で構成されるいわゆる三山のアカマツが薪や炭等の燃料用の材や、「五山の送り火」にお  
32 ける松明としても活用されるなど、生活や生業の中で利用され、循環型の維持・更新が  
33 なされるとともに、地域の文化の形成に寄与してきた。

34 そして、古都保存制度は、その興りからしても、古都保存連絡協議会の設立等の関係  
35 行政機関の連携、(公財)鎌倉風致保存会との官民連携等、関係者による連携により進め  
36 られているプロジェクトであり、現在まで守られてきている歴史的風土は、地元住民等  
37 から高い評価を得ている。

### [日本人の誇り]

日本の国や国民について誇りに思うことはどんなことが聞いたところ、「治安のよさ」を挙げた者の割合が 56.6%、「美しい自然」を挙げた者の割合が 55.4%と高く、以下「すぐれた文化や芸術」(49.9%)、「長い歴史と伝統」(46.6%)などの順となっている。(複数回答, 上位4項目)



(内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成 28 年 2 月調査))

1

### [奈良市民の満足度]

| 奈良市の環境   |              | 満足度指数 |
|----------|--------------|-------|
| 自然・歴史    | ①緑の豊かさ       | 3.71  |
|          | ②水・空気の清らかさ   | 3.72  |
|          | ③災害の少なさ      | 4.18  |
|          | ④古都奈良のたたずまい  | 3.73  |
|          | ⑤文化財の豊かさ     | 4.06  |
| 安全       | ⑥交通安全対策      | 2.92  |
|          | ⑦治安の良さ       | 3.40  |
| 保健・福祉    | ⑧子育て支援・少子化対策 | 2.63  |
|          | ⑨高齢者福祉       | 2.83  |
|          | ⑩障がい者福祉      | 2.80  |
|          | ⑪健康づくり・医療体制  | 2.82  |
| 教育・文化    | ⑫学校教育の充実     | 2.88  |
|          | ⑬文化・芸術活動の充実  | 2.92  |
|          | ⑭スポーツ活動の充実   | 2.84  |
| 都市環境     | ⑮公園・緑地の整備    | 3.10  |
|          | ⑯買い物の利便性     | 3.26  |
|          | ⑰生活道路の整備     | 2.79  |
| 市政       | ⑱公共交通の利便性    | 3.06  |
|          | ⑲市役所の職員の応対   | 3.04  |
| ⑳市政情報の提供 |              | 3.06  |
| 平均値(点)   |              | 3.19  |

満足度指数は、満足度をとても満足(5点)～不満(1点)に得点化し、加重平均して算出した値

注) 表中の網掛けは、満足度指数の平均値を下回る値、または、重要度指数の平均値を上回る値。

(奈良市「奈良市民意識調査報告書」(平成 23 年度))

2 故平山郁夫氏(画家・元東京芸術大学大学長)は、かつて、世界遺産について、文化  
 3 財の周辺が「ぼかし」のようになっていて、自然に文化財に入っていく状態が重要であ  
 4 り、そのような周辺のぼけ具合、つまり全体の景観をどうするかという観点でも、美し  
 5 さを面的に保存することが必要だと指摘している<sup>1</sup>。京都市や奈良市等における保存区域  
 6 については、世界文化遺産の登録に際して、求められる登録資産の緩衝地帯としても機  
 7 能している。古都は歴史的建造物と一体となった自然的環境等により、我が国を代表す  
 8 る観光地として確固たる地位を築いている。

<sup>1</sup> 「古都保存法三十年史」(財団法人古都保存財団) 巻頭言

## [京都を訪れた観光客の満足度]

| 満足度(日本人観光客)         |      | 満足度(外国人観光客) |      |
|---------------------|------|-------------|------|
| 項目                  | 平均評価 | 項目          | 平均評価 |
| 寺院・神社、名所・旧跡         | 6.2  | 街のきれいさ・清潔さ  | 6.5  |
| 自然風景                | 6.1  | 治安          | 6.5  |
| 伝統文化                | 6.1  | 寺院・神社、名所・旧跡 | 6.5  |
| いやし・安らぎなど精神的充足      | 5.8  | 自然・風景・街並み   | 6.4  |
| 街並み(街の景観)           | 5.7  | 庭園          | 6.4  |
| 美術館・博物館             | 5.6  | ホスピタリティ     | 6.3  |
| 宿泊(部屋の質)            | 5.5  | 伝統文化鑑賞・体験   | 6.2  |
| 宿泊(食事の質)            | 5.5  | 情報提供        | 6.0  |
| 食事                  | 5.4  | 食事          | 6.0  |
| 住民や店員等の心遣い          | 5.4  | 美術館・博物館     | 6.0  |
| ショッピング(お土産など)       | 5.4  | 地域内移動       | 5.9  |
| 観光案内所での情報提供や街なかでの案内 | 5.3  | 宿泊          | 5.9  |
| 街の清潔さ               | 5.3  | ショッピング      | 5.9  |
| 公共交通機関の利用しやすさ       | 5.2  | ナイトライフ      | 5.4  |
| Wi-Fi接続環境           | 4.7  | 物価          | 5.2  |
| 交通状況(道路の渋滞等)        | 4.2  |             |      |

平均評価は、満足度を大変満足(7点)～大変不満(1点)に得点化し、加重平均して算出した値  
(京都市「京都観光総合調査」(平成 26 年)より国土交通省作成)

1

### 2 (2) 歴史まちづくりの意義

3 平成 4 年、我が国はユネスコの世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に  
4 関する条約」昭和 50 年発効)を締結し、翌年「法隆寺地域の仏教建造物」等が初めて世  
5 界遺産に登録された。

6 文化遺産や景観の保全を重視する世界的な方向性は我が国でも広がりを見せ、平成 16  
7 年の景観法の制定、同年の文化財保護法の改正による文化的景観制度の創設、そして平  
8 成 20 年の歴史まちづくり法の制定等の形として現れている。

9 観光振興の他、歴史文化を活かしたまちづくりは、住民の愛着の対象やまちづくり活  
10 動の原動力となり、行政の施策と民間の取組が相まって、都市の魅力を向上させること  
11 にもつながっている。

12

### 13 3. 古都保存・歴史まちづくりの現状・課題

14

#### 15 (1) 古都保存の現状・課題

##### 16 1) 自然的環境の変化

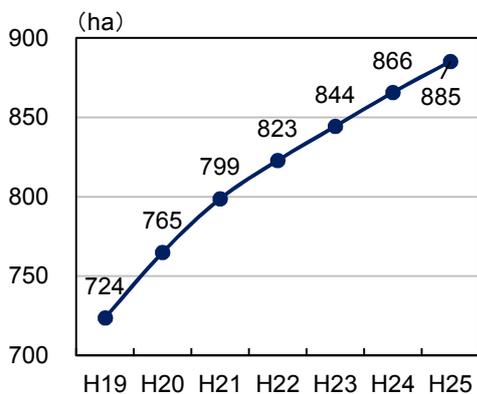
17 歴史的風土の保存に当たって、その基礎となる保存区域の境域は、①地形、植生状態  
18 の景観上の一体性、②主要な地域からの眺望等の景観上の一体性、③当該区域における  
19 景観の維持、保存上の必要性という基準から設定されている<sup>2</sup>。つまり、景観を中心にし  
20 つつも、地形・植生を考慮した基準となっており、例えば、鎌倉市の八幡宮地区におけ  
21 る保存区域の指定に際しては、可視的な範囲のみならず、生態的な観点も踏まえて谷戸

<sup>2</sup> 第二回歴史的風土審議会(昭和 41 年 5 月 30 日)

1 等が保存対象とされているところである。

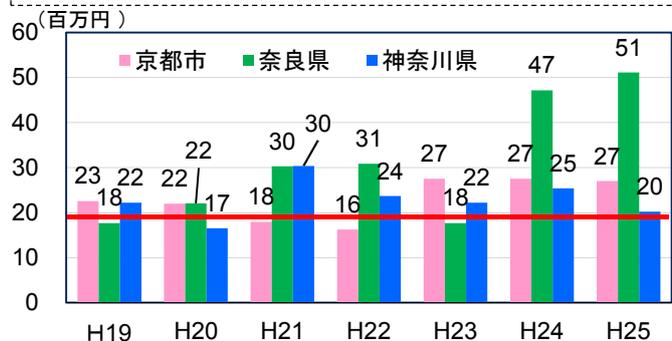
2 これらの景観や生態的あるいは自然的環境の観点等を含めて指定された区域のうち、  
3 枢要な部分を構成している特別保存地区の面的な保存については、古都保存法に基づく  
4 土地利用規制と土地の買入れ等の制度が大きな役割を果たしてきている。これまでに地  
5 方公共団体が買入れた土地は約 885ha、その費用は約 1,100 億円となっている（平成 25  
6 年度末時点）。しかしながら、地方公共団体においては、買入れ地の増加により管理水準  
7 の低下が見られ、また特別保存地区内の民有地については、土地所有者が高齢化するこ  
8 とによって、担い手確保が困難になり、買入れにつながる状況が生じている。

〔古都保存法第11条に基づく土地の  
買入れ面積の推移〕



〔各都市の維持管理費の推移〕

維持管理費は、各都市で年平均20百万円程度で推移している。なお、奈良県ではナラ枯れ対策の緊急措置のため平成24、25年度の維持管理費が増加している。



9 (国土交通省「都市緑化の推進及び緑地保全に関する施策の実績分析調査」(平成 27 年 3 月))

10 また、各都市では、歴史的風土の立地や環境により引き起こされる個別の課題も生じ  
11 ている。

12 奈良県、京都市、滋賀県では、歴史的風土を構成する自然的環境について、マツ枯れ<sup>3</sup>、  
13 ナラ枯れ<sup>4</sup>等の病虫害や、シカによる食害が発生している。例えば奈良県では、平成 22  
14 年に春日山特別保存地区内でナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシが確認され  
15 るなどして、被害への対策費も年々増加する傾向にある。こういった病虫害等の対策に  
16 ついては、全国的に展開されている樹林保全施策の活用が一部で見られるものの、被害  
17 が拡大傾向にある地区も確認されている。

18 神奈川県では、市街化等により斜面地に近接して家屋が立地しており、倒木や土砂崩  
19 落等の被害が毎年発生している。その安全対策として、大規模な法面工事を実施するこ  
20 とも可能ではあるが、高コストで景観への配慮も難しいことから、樹木の伐採を行う等  
21 の応急措置にとどまり、抜本的な対策に至っていない地区が見られる。

22 これらの場所では、生活や生業の中での人の関わりが希薄になったことにより、各種  
23 病虫害被害や倒木等安全面の課題が生じている側面もある。

<sup>3</sup> 「マツノザイセンチュウ」という線虫が、マツノマダラカミキリ等に運ばれて、松の樹体内に侵入することにより、マツ類を枯死させる現象。

<sup>4</sup> 「カシノナガキクイムシ」がナラやカシ類等の幹に侵入して「ナラ菌」を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を集団的に枯死させる現象。

[シカの食害により後継樹が育たない林床]



奈良市・春日山地区  
(奈良県提供)

[倒木による家屋への被害]



鎌倉市・大町材木座地区  
(神奈川県提供)

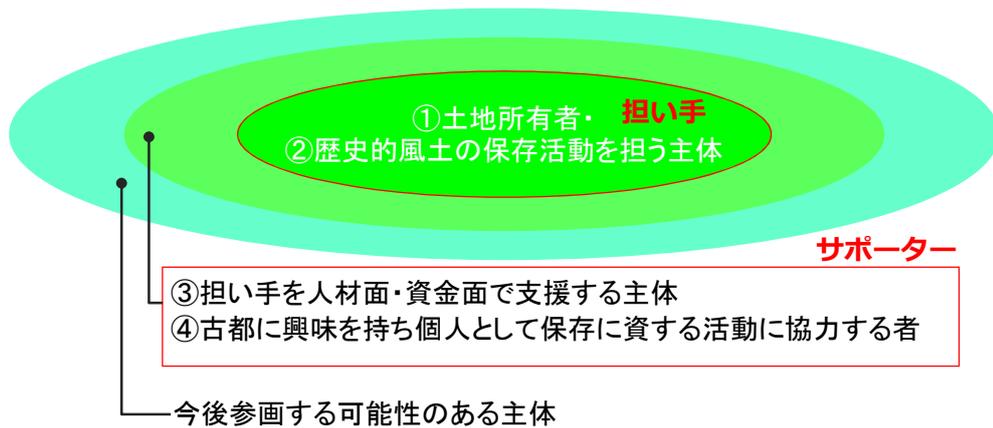
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

## 2) 人と歴史的風土との関わりの変化

身近にある樹林の資源利用の減少や土地所有者の高齢化等により、歴史的風土を構成する自然的環境と人が関わる機会の減少や、関わり方自体の変化が見られる。

現在、保存活動に関わる主体には、①土地所有者として歴史的風土の保存にあたる主体、②土地所有者に代わり、あるいは自ら土地を買入れて、主体的・継続的に一定の責任の下、歴史的風土の保存活動を担う市民団体等（本報告書では①②の主体を「担い手」という。）に加え、③担い手である個人、団体等を人材面・資金面で支援する企業等、さらには④市民団体等が主催するボランティア活動に参加する者等、古都に興味を持ち個人として保存に資する活動に協力する者（本報告書では③④の主体を「サポーター」という。）も見られる。この他、若い世代等、将来的に歴史的風土の保存に参画する可能性のある主体がある。

[歴史的風土の保存への多様な関わりのイメージ図]



13  
14  
15  
16  
17  
18  
19

こういった多様化した主体について、より一層歴史的風土の保存活動に関与する頻度を増やすことや、今後参画する可能性のある個人を保存活動に取り込んで行くことが重要である。

また特に、市民団体等の担い手について、会員募集等に努めているものの、会員の減少・高齢化が見られ、また、現地での活動に当たり、作業小屋や水道等、円滑に活動するために必要な施設が不十分な状況も見られる。

1 [各都市における買入れ地での市民団体等の活動状況]

|        | 京都市   | 奈良県  | 神奈川県  |
|--------|---|--|---|
| 活動団体数等 | 「景勝・小倉山を守る会」等の 15 団体が市の買入れ地の管理を実施   | 「奈良・人と自然の会」等の 34 団体が県の買入れ地の管理を実施   | (公財)鎌倉風致保存会が自ら土地を買入れ、管理を実施  |
| 活動内容   | 植樹活動、散策路の管理、竹林整備等   | 里山整備、竹林整備、田畑の耕作等   | 草刈り、伐採、イベントの開催等   |
| 活動状況   | 意見交換会<br><br>(京都市提供) | 樹木伐採<br><br>(奈良県提供) | 草刈り<br><br>(公財)鎌倉風致保存会提供 |

3) 古都保存の普及

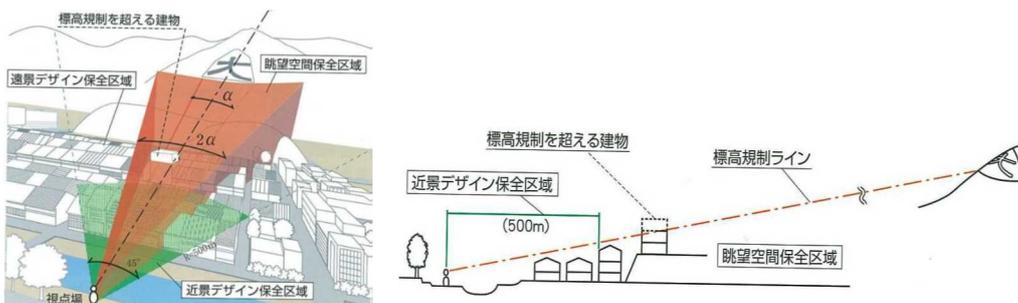
今後貴重な歴史的風土を保存していく上で、古都保存の価値そのものについて、国民の一層の理解を得ることが重要である。特に、歴史的風土の保存活動を行う市民団体等の担い手や、保存活動に対し寄付や社員の派遣等により協力する企業等を増やすことや、さらに歴史的風土に関わる個人を取り込んでいくためにも、古都保存の取組の成果等について広く発信し、国民の理解を得ることが求められる。

4) 景観の変化

市街化の進展に伴い、市街地内の景観や市街地からの眺望景観等、古都全体の景観が変化しており、保存区域内の景観の保全等に加え、眺望景観の保全の観点から、保存区域外の景観の変化への対応が重要である。これに対して、各都市全体の統一的な景観形成への配慮が欠かせないため、京都市が取り組んでいる「京都市眺望景観創生条例」による眺望景観の保全施策のように、古都保存法だけでなく他の制度とうまく組み合わせて、総合的にその地域の景観を考えていくことが求められる。

[条例に基づく眺望景観の保全]

京都市では、歴史的な建造物等 38 箇所を選定し、優れた眺望景観を保全・創出するため、建築物の標高や、形態・意匠・色彩の基準を定めている。



京都市眺望景観創生条例に基づく眺望景観保全区域の概念図

(京都市提供)

1 (2) 歴史まちづくりの現状・課題

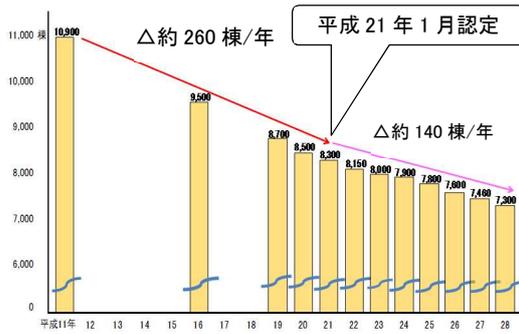
2 1) 歴史文化資産の保全・活用

3 各地では、歴史的建造物の空き家化や滅失が進んでいる。これに対して、行政が買い  
4 入れて一般公開するなどの取組が行われている歴史的風致維持向上計画が認定された  
5 都市(以下「認定都市」という。)も多いが、行政による対応には財政面等で限界がある。  
6 他方、地元団体と専門家との連携による地域活性化に資する歴史文化資産の活用事例も  
7 見られており、このような取組を一層促進することが求められる。

8 また、地域には公的に指定・登録を受けていない歴史的に価値の高い建造物や、戦前  
9 から保全されてきた並木道等、地域の景観の重要な構成要素となっているインフラもあ  
10 り、このようなものを適切に保全することも重要である。

[歴史的建造物の滅失状況]

石川県金沢市では、計画認定以降、歴史的建造物の減少幅の縮小が見られるものの、依然として減少傾向は継続している。



(石川県金沢市提供)

[民間主体による歴史文化資産の活用]

滋賀県長浜市では、空き家となっていた町家について、第3者による投資・運営のモデル事業として、まちづくり会社が主体となり、現代的なライフスタイルに合わせたシェアハウス「絹市」を整備し、賃貸を行う「町家再生型まちなか居住プロジェクト」が進められている。



シェアハウス外観



内装

(滋賀県長浜市提供)

11 12 13 2) 歴史まちづくりの景観形成や地域活性化への波及

14 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」において、重点区  
15 域を対象として、景観計画の策定による建築物の形態意匠の制限等、景観法に基づく規  
16 制措置等を行っていくことを歴史的風致維持向上計画に位置づけることが重要とされ  
17 ていることから、歴史まちづくりに関する取組が進むに従って、点的ではなく面的な景  
18 観の形成が進むこととなる。認定都市では、景観計画の策定や独自の屋外広告物条例の  
19 制定が行われていることが多く、例えば景観計画の策定割合については、平成 27 年 9  
20 月時点で、全国平均では 27%のところ、認定都市では 80%となっている。しかしなが  
21 ら、地域の魅力を更に高めていくためには、景観施策について更なる充実を促すことが  
22 必要であり、その際、特に核となる文化財の周辺の景観や、眺望景観に配慮することが  
23 重要である。

24 地域活性化の観点では、認定都市において、市民の働きかけをきっかけとした旧町名  
25 の復活や、市民団体による歴史的建造物の活用の動きが進むなど、歴史文化資産の保全  
26 活動や伝統行事の再開等、地元住民の自主的な取組が広がりつつある。また、例えば大

- 1 学と連携して古くから保全されている堰の見学イベントを開催することや、城の修理資  
 2 金の確保のためイベントを通じて寄付を募るなど、地域外の人を巻き込みながら地域を  
 3 活性化させる取組も見られる。こうした取組の拡大・継続を図ることも重要である。

**[旧町名の復活]**

富山県高岡市では、平成 27 年4月に旧町名を復活させ、これに併せて石碑の設置等がなされた。



復活記念祝賀式



設置された石碑 (富山県高岡市提供)

4

**[大学と連携した歴史文化資産の保全]**

群馬県甘楽町では、網目状に張り巡らされている雄川堰の小堰について、日本大学の構造・デザイン研究室と連携してワークショップや改修現場の見学会を継続的に開催し、地元住民の関心が高まっている。



ワークショップの様子



雄川堰(小堰)  
(群馬県甘楽町提供)

**[寄付による整備資金の確保]**

茨城県水戸市では、水戸城大手門等の復元整備にあたり、使用する瓦に寄付者の名前を記名する「一枚瓦城主」を創設し、寄付協力を呼びかけている。



呼びかけチラシ  
(茨城県水戸市提供)

5

6 歴史文化資産や良好な景観を活かした観光振興の観点では、その取組により外国人を  
 7 含め、観光客が増加している認定都市も見られるが、外国人観光客向けの多言語案内サ  
 8 イン等の整備や無電柱化、駐車場の確保等、環境整備が不十分な都市もある。

9 なお、街道沿いなど歴史文化資産が広域にわたる地域もあり、一市町村にとどまらない  
 10 歴史文化資産の活用手法等の検討を進めることも重要である。

**3) 歴史まちづくりの普及**

13 歴史的風致維持向上計画の認定数は年々増加し、各認定都市による普及啓発活動も進  
 14 められている。また、増加した認定都市間では、歴史まちづくりの成果について、首長  
 15 会合である「歴史まちづくりサミット」や担当者会議等、様々なレベルにおいてその成  
 16 果を共有する場が設けられているが、これらについて、さらに発展させていくことも重  
 17 要である。

18

1 4) 第一期計画の適切な評価

2 歴史文化資産の保全・活用の推進等による景観形成や観光振興への効果については、  
3 計画認定以前からの息の長い取組が寄与していると考えられ、歴史まちづくり法に基づ  
4 く取組も、継続して実施することが重要である。

5 歴史まちづくりについては、平成 20 年度の第一次認定より 7 年が経過し、認定都市  
6 の一部では、計画期間（概ね 10 年）の満了が近づいている。第二期の計画策定に当たっ  
7 ては、これまでの第一期計画の評価を的確に実施し、その結果を踏まえて施策を継続・  
8 充実することが求められる。

10 4. 今後の古都保存・歴史まちづくり施策のあり方

11 (1) 古都保存施策の今後のあり方

12 ~多様な主体との連携・協働の推進による古都保存~

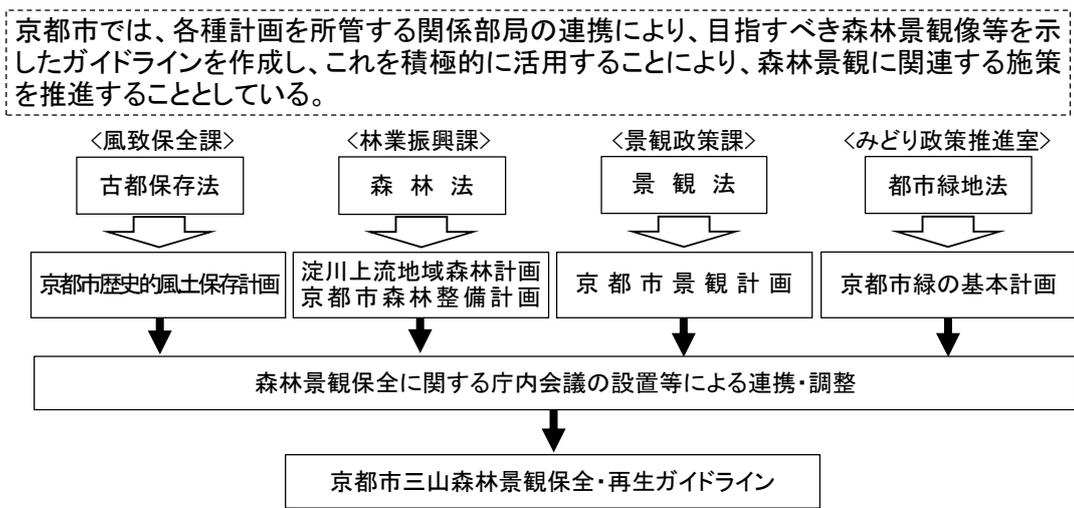
13 1) 病虫害対策等、歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントの強化

14 病虫害被害木の伐倒や、シカ侵入防止柵の設置等、全国的に展開されている樹林保全施  
15 策の一層の活用により、病虫害やシカによる被害の対策を促進していくことが必要であ  
16 る。また、斜面地等の安全対策において、低コストで景観に配慮した技術の導入を促進  
17 していくべきである。

18  
19 なお、安全対策を始めとする各種施策を講じていく際には、必要に応じて行政だけで  
20 なく、防災、景観や生態学等、各種の専門家との協働を進めることも重要である。

21 また、歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持保存するため、間伐や下草刈りを行  
22 うとともに、病虫害や倒木等の抑制・未然防止の観点からも、樹林の適切な伐採・更新  
23 等を行うことが重要である。

[課題解決に向けた関係部局の連携]



(京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインをもとに国土交通省作成)

## 2) 歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大

歴史的風土を構成する自然的環境のマネジメントを行う上で、保存を支える担い手や、寄付等により保存活動に参画しているサポーター等、歴史的風土への関わりを持つ多様な主体を増やしていくことは重要である。

例えば、担い手については、民間主体との協働を一層推進するため、公的に位置づけることや、担い手による活動を顕彰していくこと、さらに、若い世代を含めた広い層への参画を呼びかける上でも、円滑に活動を行うことができるよう、活動の拠点等を整備することは重要である。

また、企業の社会貢献活動との連携によりサポーターとなる企業を増やすことも重要であり、歴史的風土を構成する自然的環境の維持管理活動に対して協賛・協力する企業を募集し、その協賛・協力の内容を幅広くPRすることなどにより、歴史的風土の保存活動に企業が参加しやすい枠組みを構築することが考えられる。

### [企業・寺院・地元住民等との協働]

京都市では、平成 25 年度から、企業や地元寺院等の様々な主体が連携し、小倉山の良好な森林景観を保全・再生を目指す取組「小倉山再生プロジェクト」が進められている。さらに、この取組を支援するため、「景勝・小倉山を守る会(会長:二尊院住職)」、三菱東京UFJ銀行、(公財)三菱UFJ環境財団、京都市が協定を締結し、取組に対して苗木の提供等を行っている。



事業対象地



協定の締結式(H25.5.10)



植樹後の集合写真

(京都市提供)

さらに、例えば民間主体が歴史的風土の保存活動で発生する伐採木や収穫物等の副産物による収益を、保存活動の一部に充てるなど費用を調達する手法について検討していくことも重要である。その際、伐採木の薪や炭への活用等、かつて生活や生業の中で利用されてきた仕組みも踏まえながら、歴史的風土と調和した形で自然的環境を活用する手法を検討することが考えられる。

### [伐採木の活用]

京都市で活動している「京都・薪ストーブ友の会」は、薪づくりの活動を通して、里山保全と自然環境の維持を目指す取組を進めている。



活動の状況



(「京都・薪ストーブ友の会」提供)

### 3) 歴史的風土の価値の情報発信・理解増進の推進

古都保存に対する国民の理解を深め、国民による古都保存の機運の醸成や、歴史的風土に対する多様な主体の関わりを促進することが重要である。このため、歴史的風土の価値の発信や、古都保存法に基づく規制等により歴史的風土が保存されていることの周知、さらには古都保存の取組が景観や生物多様性など幅広い観点から効果を発揮していること、歴史的風土を構成する自然的環境が生活や生業の中で資源として利用がなされてきたこと積極的に解説していくことが必要である。

また、歴史的風土の保存に貢献する個人等を幅広く取り込めるよう、例えば行政の広報誌やSNS等多様なツールによる保存活動に関する広報を行うなど、取り込む層にあわせた対応が重要である。

#### [個人を対象としたボランティア活動のイベントとその広報]

神奈川県では、(公財)鎌倉風致保存会が草刈り等の活動を行う「みどりのボランティア」を開催し、県や市が広報等を活用して一般参加の呼びかけを行っている。

神奈川県 Facebook「三浦半島・鎌倉かわら版」

(神奈川県、鎌倉市、(公財)鎌倉風致保存会提供)

鎌倉市報「広報かまくら」



活動の様子

さらに、歴史的風土の価値について、将来的に歴史的風土の保存に貢献する主体となりうる中学生等の若い世代を対象に情報発信するとともに、体験学習等を通じて理解を深めることが重要である。

#### [若い世代を対象としたイベントの開催]

(公財)鎌倉風致保存会では、下記のような若い世代を対象としたイベントを開催している。  
 ・毎年、市内7校の中学3年生を対象に学校林、風致公園等で樹林管理の体験活動等を実施。  
 ・平成27年度には毎年11月に行っている「みどりの環境感謝の日のイベント」をリニューアルし、小学生を対象に「草むしり競争」「ハイキングコースパトロール」等、緑に親しむ取組を実施。



小学生による草むしり競争



中学生による樹林管理



((公財)鎌倉風致保存会提供)

#### 4) 景観の変化への対応

古都における景観形成に際しては、保存区域内の景観はもちろんのこと、保存区域の周辺の景観や、歴史的風土を望む眺望景観についても保全していくため、風致地区制度の活用や、歴史的風土を核とした景観計画・景観条例の活用による景観に関する統一的なルールの方策やルールに則した施策を実施し、古都全体の景観保全を図っていくことが重要である。この際、多様な主体との連携・協働の推進による古都保存を進める上でも、目指す景観のイメージを行政や担い手、サポーター、地元住民等で共有することが重要である。

### (2) 歴史まちづくり施策の今後のあり方

#### ～歴史まちづくりを通じた地域の魅力向上～

#### 1) 民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用

地域の魅力を向上させる上で歴史的に価値の高い建造物等の保全・活用が有効だが、歴史文化資産の保全・活用については、一般財団法人民間都市開発推進機構の住民参加型まちづくりファンド支援事業による助成や、クラウドファンディングを活用した取組が見られる。このような取組の優良事例を広く周知することなどにより、民間資金の活用を一層図っていくことが重要である。実際の取組に際しては、歴史文化資産の価値を高めるべく、まちづくり関連団体に加え、建築、不動産、造園等の関係分野の地域の専門家等の連携を進めるべきである。また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物、歴史的風致維持向上地区計画制度についても、民間の資金・ノウハウの活用観点から、優良事例や先行事例の共有を図ることにより、更なる普及を図ることが重要である。

#### [まちづくりファンドを活用した歴史文化資産の保全・活用]

佐賀県佐賀市では、(一財)民間都市開発機構の資金拠出等も受けつつ、民間所有の歴史的建造物の保全に対して、まちづくりファンドによる助成等が行われている。



改修前



改修後



改修後の活用状況

(佐賀県佐賀市提供)

#### 2) 景観施策の充実による地域の魅力向上

認定都市においては、歴史的まちなみを活かした景観形成を進めることにより、来訪者の増加や店舗の新規立地等、地域の活性化につながっているところもある。しかしながら、景観計画や屋外広告物条例の制定等の景観施策の実施において、認定都市間に差が生じてきている。このため、第二期の歴史的風致維持向上計画の認定にあたっては、景観計画の策定等景観施策の一層の充実を図るよう求めるべきである。

[歴史的まちなみを活かした地域の活性化]

滋賀県長浜市では、歴史的まちなみを活かしたまちづくりにより、観光客数が増加し、大きな経済波及効果も見られる。



黒壁スクエア



来街者数、経済波及効果の推移

(滋賀県長浜市提供)

1

愛知県犬山市では、犬山城周辺地域において修景整備への助成を行い、良好な景観形成を図っており、市内を訪れる観光客が増加している。



整備前



整備後



城下町の状況

(愛知県犬山市提供)

2

3 なお、具体的な計画の策定や運用に際しては、特に核となる文化財等歴史文化資産の  
 4 周辺の景観や、眺望景観に配慮することが重要である。さらに、認定都市においては、  
 5 独自の屋外広告物条例についてもその制定や充実が期待される。また、地域において古  
 6 くから保全され、重要な景観の構成要素となっている道路、河川、公園等のインフラに  
 7 ついては、歴史的風致維持向上計画等に位置づけ、適切に保存・活用を図ることも重要  
 8 である。

9 景観形成、観光振興、地元住民の自主的なまちづくり活動、教育機関との連携や地域  
 10 外の人との協力等を歴史まちづくりに基づく取組に活かしている認定都市は多い。これら  
 11 の取組について、テーマごとに整理し、わかりやすく PR することで、さらに取組の裾野  
 12 を広げて行くことなどが考えられる。その際、実効性を確保していくためにも、事例の  
 13 整理のみならず、景観・観光面での先進的取組を進める地域においては、モデル的に景  
 14 観に関する統一ルール策定や観光客の受入れ環境整備等を講じていくべきである。ま  
 15 た、低コスト手法の導入に向けた取組等により、重点区域における無電柱化を推進して  
 16 いくべきである。

17 なお、街道や流域等を中心とした市町村界にとらわれない広域的な歴史文化資産を活

1 かした地域づくりに関するモデル的取組を推進していくなど、歴史まちづくりの更なる  
2 展開方策についても検討していくことが重要である。

### 3) 歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進

5 各認定都市における取組による歴史まちづくりの推進・普及啓発に加え、広域的な観  
6 点から普及啓発を進めることが重要である。広域連携の代表的事例とも言える「歴史ま  
7 ちづくりサミット」については、現在ブロック毎に取り組まれているが、今後の普及啓  
8 発の推進の観点から継続的に開催するとともに、さらに発展させていくため全国的な展  
9 開についても検討していくことが重要である。

10 さらに、歴史まちづくりについて、担当者による会議等が行われており、担当者間の  
11 情報共有が図られているが、より充実した取組が認定都市で推進されるよう、文化財、  
12 景観、屋外広告物等関連行政分野の行政機関、専門家等が有するノウハウを共有してい  
13 くことや、行政機関や専門家のみならず、地元住民、民間事業者、市民団体等歴史まち  
14 づくりに携わる関係者とのノウハウの共有、ネットワークの強化を図るための機会の創  
15 出を積極的に進めることが重要である。

16 そういった機会を利用し、蓄積した歴史まちづくりに関するノウハウについて、歴史  
17 まちづくりの成果を幅広い層に訴求していくため、例えばフォトコンテスト等、人々の  
18 関心を集めるような取組を実施することも考えられる。

19 歴史的風致維持向上計画の作成により、公的に指定・登録はなされていないが、地域  
20 において歴史的に価値の高い建造物について整理・明示がなされることから、このよう  
21 な建造物を平時だけでなく災害時も含めて適切に保全する観点からも、歴史的風致維持  
22 向上計画の作成を推進することが重要である。

### 4) 第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実

25 第一期計画終了時には、その成果と課題を的確に評価した上で第二期計画に反映して  
26 いくことが重要である。例えば、第一期計画策定当初の目的を踏まえた評価項目を認定  
27 都市ごとに選択して評価する仕組み等、既存の評価制度を活用しながら、いかに認定都  
28 市の魅力が向上したか、第一期計画で達成できなかったことは何かなどについて、明ら  
29 かにすべきである。特に景観面等において、認定都市がどのように変化したかを確認す  
30 べきである。その際、継続的な取組につなげるための定点モニタリングとその検証によ  
31 り行っていくことも考えられる。